

土 地 寄 附 契 約 書

収 入
印 紙

筑後市（以下「甲」という。）と (以下「乙」という。) とは、
次の条項により契約を締結する。

(信義誠実の義務)

第1条 甲及び乙は、信義を重んじ、誠実に本契約を履行しなければならない。
(寄附物件)

第2条 乙は、次に掲げる物件を、甲に対し寄附する。

所 在 地	地 番	地 目	地積 (m ²)	摘 要

(権利放棄)

第3条 乙は、この契約締結以前に、甲が前条記載の物件を使用したことに対する請求権その他一切の権利を放棄する。

(寄附物件の登記)

第4条 寄附物件の所有権移転登記に係る費用については、甲の負担とする。

(瑕疵担保)

第5条 乙は、第2条記載の物件に関する地上権、抵当権等、所有権の完全なる行使を阻害する瑕疵について、これを消滅する義務を負う。

(その他)

第6条 この契約の履行については、甲乙協議して行う。

上記の契約の締結を証するため、本契約書を2通作成し、両者記名押印のうえ、各自1通を保有する。

令和 年 月 日

甲 筑後市

代表者 筑後市長 西 田 正 治 印

乙 住所

氏名 印

土 地 寄 附 契 約 書

印 紙 稅 法
第 5 条 に よ
り 非 課 稅

筑後市（以下「甲」という。）と (以下「乙」という。) とは、
次の条項により契約を締結する。

(信義誠実の義務)

第1条 甲及び乙は、信義を重んじ、誠実に本契約を履行しなければならない。
(寄附物件)

第2条 乙は、次に掲げる物件を、甲に対し寄附する。

所 在 地	地 番	地 目	地積 (m ²)	摘 要

(権利放棄)

第3条 乙は、この契約締結以前に、甲が前条記載の物件を使用したことに対する請求権その他一切の権利を放棄する。

(寄附物件の登記)

第4条 寄附物件の所有権移転登記に係る費用については、甲の負担とする。

(瑕疵担保)

第5条 乙は、第2条記載の物件に関する地上権、抵当権等、所有権の完全なる行使を阻害する瑕疵について、これを消滅する義務を負う。

(その他)

第6条 この契約の履行については、甲乙協議して行う。

上記の契約の締結を証するため、本契約書を2通作成し、両者記名押印のうえ、各自1通を保有する。

令和 年 月 日

甲 筑後市

代表者 筑後市長 西 田 正 治 印

乙 住所

氏名 印